
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.222 2020/4/27

1 有毒植物による食中毒防止の徹底について

4月22日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

例年、特に春先から初夏にかけて、有毒植物の誤食による食中毒が多く発生しています。本年も別添のとおり、スイセン、バイケイソウ等の有毒植物の誤食による食中毒事例（令和2年4月20日現在、事件数5件、患者数13名）が報告されています。

つきましては、各都道府県等におかれては、厚生労働省で作成したリーフレットや自然毒のリスクプロファイル等を活用するなどにより、食用と確実に判断できない植物については、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」よう注意喚起を行うようお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000624181.pdf>

2 栄養素等表示基準値の改定に関する調査事業報告書

4月24日、消費者庁は標記報告者を公表した。その主な内容は次のとおり。

食品表示基準第2条に規定している栄養素等表示基準値は、厚生労働省策定の「日本人の食事摂取基準（以下「食事摂取基準」という。）（2015年版）」に基づき設定している。

厚生労働省は平成31年3月22日、食事摂取基準（2020年版）を公表した。

このため食事摂取基準（2020年版）に基づき、栄養素等表示基準値の改定の検討並びに栄養機能食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量の下限值及び上限値の一部並びに栄養強調表示の基準値の一部の改定の検討を行った。

検討を行った結果、栄養素等表示基準値は食事摂取基準（2020年版）に基づく改定は行わないこととされた。

また、栄養機能食品に含まれる栄養成分の量の下限值及び上限値並びに栄養強調表示の基準値の改定に関する検討の結果、栄養素等表示基準値の改定は行わないこととされたため、栄養機能食品に含まれる栄養成分量の下限值及び上限値並びに栄養強調表示の基準値の改定についても、行わないこととされた。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2019/pdf/food_labeling_cms206_200424_01.pdf

また、同日、難消化性糖質及び食物繊維のエネルギー換算係数の見直し等に関する調査・検証事業報告書も公表している。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2019/pdf/food_labeling_cms206_200424_02-2.pdf